イ　提出場所
〒020―0061 岩手県盛岡市北山二丁目２―40　盛岡森林管理署総務グループ　電話：019―663―8001
なお、詳細は入札説明書による。

⑶　技術提案書等は、入札説明書により作成すること。

⑷　上記⑵に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

４　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の方法等

㋐　技術等に対する得点は、各評価項目ごとの評価点とし、最大60点を付与する。

㋑　入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分20点を乗じて得た値とする。
入札価格に対する得点＝配分点（20点）×（１－入札価格／予定価格）

㋒　総合評価は、入札参加者に係る上記㋐と㋑の合計点による「評価値」をもって行うものとする。

⑵　技術提案書の評価基準等　以下に示す項目を評価項目とする。

㋐　配置予定技術者の経験及び能力に関する事項
配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

㋑　企業の実績に関する事項
低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績

㋒　業務の実施方針等に関する事項
業務の理解度、実施手順の妥当性

㋓　技術提案に関する事項
総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提案内容の的確性、実現性及び独創性

㋔　技術提案の履行確実性に関する事項
業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い
履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
評価点合計＝（配置予定技術者の経験及び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点）＋（技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度）
＜履行確実性評価に基づく履行確実性度：1.00～０＞

⑶　落札者の決定方法

ア　入札参加者は価格をもって入札する。上記４の⑴による「評価値」を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

㋑　技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。

イ　落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ　落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

エ　上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ　技術提案の方法
技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

５　入札手続等

⑴　担当部署　〒020―0061 岩手県盛岡市北山二丁目２―40　盛岡森林管理署総務グループ　電話：019―663―8001

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札説明書等は、電子入札システムにより交付するものとし、下記の期間内に電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。
ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記のア及びイにおいて交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること。

ア　交付期間
令和３年２月22日から令和３年４月６日まで

イ　交付場所
上記３⑵と同じ場所。

⑶　入札及び開札の日時、場所及び提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参又は郵送等により提出すること。

ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、令和３年４月６日午後５時とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和３年４月２日午前９時からとする。

イ　紙入札により入札する場合は、令和３年４月７日午前10時までに盛岡森林管理署会議室へ入札書を持参すること。
なお、郵送等により入札書を提出する場合は、令和３年４月６日午後５時までに盛岡森林管理署総務グループへ必着とする。この場合の入札書の日付は、令和３年４月７日とする。

ウ　開札は、令和３年４月７日午前10時に盛岡森林管理署会議室において行う。ただし、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

エ　紙入札方式による競争入札への参加に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

６　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金
免除。

イ　契約保証金
請負代金の10分の１以上を納付する。
ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　積算内訳書の提出　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。
積算内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。
また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
なお、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⑺　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑵により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。